

# 理事長報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、理事長の報酬に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 法人業務を行う理事長に対して月3万円の報酬を支給する。

## (費用弁償)

第3条 法人にとって重要な業務で出張が伴う場合は、実費を弁償する。

## (支給日)

第4条 報酬は毎月末に支払う。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の議決を得て行う。

## 付則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

# 役員報酬・費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、理事並びに監事の報酬に関する必要な事項を定める。

## (報酬)

第2条 理事会に出席した理事、監事、又は書面出席した理事に対して報酬を支給する。但し、理事のうち理事長は別に定める理事長報酬規程に基づく報酬を支給し、当報酬は支給しない。

2 監事が評議員会に出席した場合は理事会の支給額とする。監査を行った監事に対して報酬を支給する。

3 理事会とは別に法人の業務を行った役員には、その従事時間数に別途定める時間単価を乗じて算出した額を報酬として支給する。その場合の交通費は実費程度とする。

## (費用弁償)

第3条 理事会に出席した役員に対して費用を弁償する。監査を行った監事に対して費用を弁償する。

## (支給額)

第4条 報酬及び費用弁償の支給額は下記のとおりとする。

出席報酬	1回あたり 3,000円
監事監査報酬	5,000円
費用弁償	1回あたり 1,000円（能勢町内の役員） 1回あたり 2,000円（能勢町以外の役員）

## (支給日)

第5条 報酬は、理事会毎に支払う。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会の議決を得て行う。

## 付則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

# 評議員報酬・費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、評議員の報酬並びに費用弁償に関する必要な事項を定める。

## (報酬)

第2条 評議員会に出席した評議員に対して報酬を支給する。

## (費用弁償)

第3条 評議員会に出席した評議員に対して費用を弁償する。

## (支給額)

第4条 支給額は下記のとおりとする。

報酬	1回あたり 3,000円
費用弁償	1回あたり 1,000円（能勢町内の評議員） 1回あたり 2,000円（能勢町以外の評議員）

## (支給日)

第5条 報酬は評議員会毎に支払う。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得て行う。

## 付則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。